



マレーシア 2027 年度予算案 ハイライト

日系企業の経営に関わる重要ポイント

はじめに

第 5 次 MADANI 予算にあたる 2027 年度予算案は、2026 年 10 月 9 日に国会へ提出されました。テーマは「Menggapai di Langit, Mengakar di Bumi」（空高く目指し、大地に根を張る）です。

2027 年度の連邦政府予算は RM459.8 billion で、運営支出 RM376.8 billion、開発支出 RM83 billion で構成されています。2026 年度の当初予算 RM419.2 billion との比較では約 9.7% 増となります。さらに、政府系投資会社等による投資を含めた公共支出・投資の総額は RM510 billion となります。

今回の予算案では、生活費負担の緩和、企業支援、高付加価値投資の誘致が重点施策として掲げられています。主要な税制案には、中間所得層に対する税率引下げ、個人所得税控除の拡充、投資インセンティブの見直し、印紙税の軽減措置が含まれます。

以下、日系企業への影響が見込まれる主な施策を取りまとめます。

注：本資料は予算案段階の概要です。具体的な適用にあたっては、今後公表される法令、Finance Bill および関係当局のガイドラインをご確認ください。

人材・個人税制・人材モビリティ

雇用コスト、従業員、駐在員・デジタル人材への影響



1. 最低賃金の引上げ

- RM1,700 から RM2,000 へ引上げ
- 2027 年 6 月から適用予定
- 年間売上高 RM50 million 未満の MSME（零細・中小企業）は対象外

チェックポイント：給与レンジ、手当、残業代への波及を含め、人件費予算を再確認



2. 個人所得税の減税・見直し

- 本人に係る基礎控除：RM9,000 から RM12,000 へ引上げ
- 所得税率の見直し
 - ・課税所得 RM70,001～RM100,000：19%から 18%へ（最大で RM300 の減税）
 - ・課税所得 RM100,001～RM150,000：25%から 24%へ（最大で RM500 の減税）
 - ・課税所得 RM1,000,001～RM2,000,000：28%から 30%へ（最大で RM20,000 の増税）

チェックポイント：中間所得層では可処分所得の増加が見込まれる一方、高所得者層への影響も確認



3. Employment Pass Category I（雇用パス・カテゴリーI）保有者の配偶者の就労

- 2027 年 1 月から、Dependent Pass（DP：扶養家族パス）を保有する配偶者について、一定の条件の下で就労を認める方針
- 具体的な条件は今後の詳細発表を確認

チェックポイント：駐在員とその家族の受入環境の改善や、人材の誘致・定着への効果を検討



4. DE Rantau Nomad Pass（デジタルノマド向け滞在パス）の継続措置

- 既存保有者が 2 年間の上限に達した場合でも、所定の適格要件を満たせば、マレーシアでの滞在とリモートワークの継続をさらに 2 年間認める方針
- 具体的な適格要件は今後の発表を確認

チェックポイント：デジタル人材、海外専門人材、リモートワーカーの受入れ可能性を検討

法人税・雇用関連

従業員給与の損金算入、福利厚生・人材定着への影響



5. 従業員給与の税務上の損金算入とキャッシュレス支払

- 2028 年度から、従業員への給与は金融機関または所定のキャッシュレス決済手段を通じて支払った場合に限り、税務上の損金算入が可能

- MSME（零細・中小企業）は対象外

- 給与以外の費用については、この支払方法に関する要件の対象外

チェックポイント：給与支払方法と証憑を確認し、2028 年度に向けて運用を整備



6. 雇用主による従業員の PTPTN ローン返済

- 2027 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで、フルタイム従業員に代わって雇用主が返済する PTPTN（National Higher Education Fund Corporation：国家高等教育基金公社）ローンについて、税務上の損金算入が可能

- 従業員に返済相当額の負担を求めないことが必要

- 事業主本人または雇用主の親族に該当する従業員は対象外

チェックポイント：福利厚生・人材定着策として利用する場合は、対象者と条件を事前に確認

法人税・設備投資

少額資産、設備、ICT 投資への影響



7. Small Value Assets（少額資産）の Capital Allowance（資本的支出に対する税務上の控除）

- 2027 年度から、資産 1 点当たりの対象価額を RM2,000 から RM3,000 へ引上げ
- MSME（零細・中小企業）以外の年間合計控除上限を RM20,000 から RM30,000 へ引上げ
- 適格 MSME は引き続き年間合計控除上限なし

チェックポイント：PC、周辺機器、少額設備等の購入計画と固定資産管理ルールを確認



8. Accelerated Capital Allowance（ACA : 加速償却）

- マレーシア国内で製造された重機・機械設備、および対象となる ICT 機器・ソフトウェア等について、ACA を 2030 年末まで延長
- 初年度控除 20%、年次控除 40%により、対象支出を 2 年間で全額控除可能
- カスタマイズソフトウェアに係る一定のコンサルティング費用、ライセンス費用、付随費用も対象

チェックポイント：2027～2030 年の設備更新・DX 投資と対象要件を早期に照合

間接税・地域統括機能

製造業の商流、グリーン投資、地域拠点戦略への影響



9. Sales Tax（売上税）還付制度

● 2027 年 1 月から、Sales Tax を負担した国内の trader / distributor（販売業者・流通業者）を対象とする還付制度を導入

- 製造業者へ供給する一定の機械、スเปアパーツ、設備が対象
- 医薬品、飼料、肥料、農薬の一定の承認済み原材料も対象

チェックポイント： 商流、対象品目、必要書類および還付手続について、調達先と事前に確認・整理



10. Green Investment Tax Allowance（GITA : グリーン投資控除）

- 申請期間・対象資産の取得期間は、原則として 2027 年から 2030 年
- グリーン水素・海洋温度差発電プロジェクトは 100% GITA
- 一定の EV 充電設備、再生可能エネルギー設備等は区分に応じて 100%または 60% GITA
- 自社利用資産（own-use asset）は購入後 24 か月以内に Malaysian Green Technology and Climate Change Corporation（MGTC : マレーシア・グリーン技術・気候変動公社）へ申請

チェックポイント： 投資対象、適用要件、控除可能額、申請期限を個別に確認



11. Global Services Hub（GSH : グローバル・サービス・ハブ） 優遇措置の拡充

- 2027 年 1 月 1 日以降に Malaysian Investment Development Authority（MIDA : マレーシア投資開発庁）が受領する申請が対象
- 新規 GSH 企業 : GSH 所得に 5%の税率
- 既存 GSH / Principal Hub : 基準所得まで 15%、超過部分に 5%
- 優遇期間は 5 年単位で、一定の実績およびコミットメントを条件として最大 30 年間
- 一定の Treasury / Fund Management（財務・資金管理）活動について、利息に係る源泉徴収税（WHT）およびグループ内ローン契約に係る印紙税を免除

チェックポイント： 地域統括、財務、シェアードサービス機能の新設・拡張を検討する際に、適用要件と税務メリットを比較

個人所得税控除・雇用関連

駐在員・現地従業員の手取りと福利厚生への影響



12. 個人所得税の各種控除拡充

- 両親・祖父母のケア費用：RM8,000 の枠を医療以外の在宅・デイケア・施設ケアにも拡大し、対象となるケア費用については医療証明が不要
- ライフスタイル控除 RM2,500 に AI ソフトウェア・アプリのサブスクリプション等を追加
- 健康・ウェルビーイング控除に一定の産後ケアと授乳用品を統合

チェックポイント：駐在員・現地従業員向けの個人所得税に関する社内案内や税務説明資料を更新



13. 初任給に関する政策方針

- 大卒者および半熟練労働者について、月額 RM2,500 からの最低初任給基準を導入する方針
- 具体的な対象範囲や実施条件は今後の詳細を確認

チェックポイント：採用時の給与レンジ、既存社員とのバランス、人件費計画への影響を確認



14. 高齢者ケアサービスの Service Tax（サービス税）

- 2027 年 1 月から Service Tax（サービス税）率を 8%から 6%へ引下げ
- 一定の登録施設が提供する、1 人当たり年間 RM96,000 までの高齢者ケアサービスは Service Tax を免除

チェックポイント：従業員向け福利厚生やケアサービス事業に関係する場合は、契約条件や価格設定への影響を確認

資金調達に係る印紙税

資金調達と印紙税の実務対応



15. マレーシア国内銀行からの外貨借入に係る印紙税

- 2027 年 1 月 1 日以降に締結する外貨建ローン・ファイナンス契約が対象
- 融資額 RM100 million 以下：印紙税上限 RM2,000
- 融資額 RM100 million 超：印紙税上限 RM5,000

チェックポイント：設備投資やグループの資金調達計画において、マレーシア国内銀行からの外貨借入れも選択肢として比較検討

日系企業が今から確認すべき 7 つのアクション

1 人件費

最低賃金引上げが給与体系・手当・残業代・採用コストに与える影響を試算

2 給与支払・Payroll

2028 年度以降に向けた給与支払方法を確認

3 少額資産・設備投資

Small Value Assets、ACA、GITA を投資計画と照合

4 調達・Sales Tax

対象品目、商流、証憑、還付実務を整理

5 地域統括・資金調達

GSH と外貨借入の印紙税措置を事業・財務計画と比較

6 人材モビリティ

配偶者就労と DE Rantau の適用条件をフォロー

7 個人税・福利厚生

各種控除、PTPTN、高齢者ケアに関する社内案内を更新